

令和2年度 全国健康保険協会青森支部 事業計画（案）

新（令和2年度）	旧（令和元年度）
1. 基盤的保険者機能関係 <u>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。</u> （1）サービス水準の向上 ① 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）<u>を遵守するため</u>、的確な進捗管理を行うとともに、定められた手順による事務処理を徹底し、正確かつ迅速な支給を行う。 ② 健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知する。 ③ 加入者等のご意見やお客様満足度調査の結果を受けての取り組みを行い、更なるお客様サービスの向上を図る。 ④ 高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した支給申請書を送付し、申請を勧奨する。 ■ KPI：ア.サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ■ KPI：イ.現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>92.3%</u>以上とする。 （2）業務改革の推進に向けた取組 <u>現金給付等の事務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、事務マニュアル・事務手順書に従った事務処理の徹底を図る。</u> （3）現金給付の適正化の推進 ① <u>不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</u> ② <u>本部から提供される「不正が疑われる事案の抽出データ」を活用し現金給付の適正化に努める。</u> ③ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、<u>事務手順書に基づき</u>確実に実施する。	1. 基盤的保険者機能関係 （4）サービス水準の向上 ① 加入者等のご意見やお客様満足度調査の結果を受けての取り組みを行い、更なるお客様サービスの向上を図る。 ② 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）<u>達成に向け</u>、的確な進捗管理を行うとともに、定められた手順による事務処理を徹底し、正確かつ迅速な支給を行う。 ③ 高額療養費の未申請者に対し、あらかじめ申請内容を印字した支給申請書を送付し、申請を勧奨する。 ④ 健康保険給付などの申請については、郵送による申請を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知する。 ■ KPI：ア.サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ■ KPI：イ.現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>90.0%</u>以上とする。 （10）業務改革の推進に向けた取組 <u>次期システム構想を見据えた業務処理体制の見直しを行う業務改革検討プロジェクトを推進する。</u> （1）現金給付の適正化の推進 ① <u>現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について、重点的に審査を行う。審査等で疑義の生じた案件は、支部の保険給付適正化プロジェクトチーム会議において適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。</u> ② 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

(4) 効果的なレセプト点検の推進

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- ② 内容点検においては、点検効果額向上計画を策定のうえ自動点検マスタ等のシステムを最大限活用し、点検効果額の向上に努める。
- ③ 点検員のスキルアップを図るため、外部講師を招いての事例研修、医科検討会、他支部査定事例の収集・共有化を推進し、機能的な点検体制の確立に努める。
- ④ 支部策定の「レセプト点検員育成計画書」に基づき、点検員スキルの維持・向上を図る。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について、対前年度以上とする。

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ① 多部位 (施術箇所が3部位以上) かつ頻回 (施術日数が月15日以上) 及び部位ころがし (負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診) の申請について、加入者に対する文書照会を行う。
- ② 柔整審査会と連携し、必要に応じ施術管理者に施術内容の照会や注意喚起文書を送付し適正施術の啓発に努める。
- ③ 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診について適正受診の促進を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ① 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施する。
- ② 不正疑い事案については厚生局へ情報提供を行い、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

- ① 診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容の各点検を実施する。
- ② 内容点検においては、点検効果額向上計画を策定のうえ自動点検マスタ等のシステムを最大限活用し、点検効果額の向上に努める。
- ③ 点検員のスキルアップを図るため、支部内及び支部外研修・医科検討会、他支部査定事例の収集・共有化を推進し、機能的な点検体制の確立に努める。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について、対前年度以上とする。

(2) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ① 柔道整復施術療養費の適正化のため、多部位かつ頻回の申請や負傷部位を意図的に変更していることが疑われる申請について、加入者に対する文書照会を行うとともに、必要に応じ施術者に照会する。
- ② 加入者への照会時にパンフレットを同封し、柔道整復施術受診について、適正受診の促進を図る。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする。

(3) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ① 外部委託による保険証返納催告に加え、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。
- ② 資格喪失後や被扶養者不該当後の保険証返却・回収について、医療関係団体と連携してポスター等で広報するほか、健康保険委員研修会等を通じ周知する。
- ③ 保険証未回収が多い事業所へは、文書や電話または訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知する。
- ④ 事業主、事務担当者に対し、研修会等を通じ、資格喪失届へ保険証を添付できない場合の証回収不能届の提出と連絡先電話番号記載の励行を、協力依頼する。
- ⑤ ④の励行を図るため、届の提出先である年金事務所へ定期的に協力依頼する。
- ⑥ 債権の早期回収を図るため、文書や電話または訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を活用するとともに、法的手続きによる回収の強化に努める。
- ⑦ 資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整スキームを積極的に活用し、安定的な回収に努める。
- ⑧ 交通事故等による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ⑨ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても、漏れなく適正に請求する。

■ KPI :

- (ア) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を **95.5%**以上とする。
- (イ) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
- (ウ) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

(8) 限度額適用認定証の利用促進

- ① 医療機関及び市町村窓口にてリーフレットと一体になった申請書の設置依頼を文書等にて実施する。

(8) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ① 外部委託による保険証返納催告に加え、「被保険者証回収不能届」を活用した電話催告等を強化する。
- ② 資格喪失後や被扶養者不該当後の保険証返却・回収について、医療関係団体と連携してポスター等で広報するほか、健康保険委員研修会等を通じ周知する。
- ③ 保険証未回収が多い事業所へは、文書や電話または訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知する。
- ④ 債権の早期回収を図るため、文書や電話または訪問による催告のほか、顧問弁護士名による文書催告を活用するとともに、法的手続きによる回収の強化に努める。
- ⑤ 資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整スキームを積極的に活用し、安定的な回収に努める。
- ⑥ 交通事故等による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ⑦ 傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても、漏れなく適正に請求する。

■ KPI :

- (ア) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を **95.4%**以上とする。
- (イ) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。
- (ウ) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

(5) 限度額適用認定証の利用促進

- 限度額適用認定証の利用について、事業主や健康保険委員等に対して各種広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、窓口にて限度額適用認

② 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報を実施し利用促進を図る。

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.0%以上とする。

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

① 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。

② 回収率を高めるため、積極的に社会保険労務士の受託分の向上を図る。

③ 無資格受診の防止ならびに高齢者医療費に係る拠出金等の適正化に資するため、被扶養者資格確認リストの未提出事業所への提出勧奨を確実に行う。

④ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0% 以上とする。

(10) オンライン資格確認の円滑な実施

① 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。

② 導入済医療機関における利用率向上に取り組む。

■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率 66.7%以上とする。

定申請書を配置するなどして利用促進を図る。

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 84.0%以上とする。

(6) 被扶養者資格の再確認の徹底

無資格受診の防止ならびに高齢者医療費に係る拠出金等の適正化に資するため、確認書未提出事業所への提出勧奨により、回答率の向上を図る。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0% 以上とする。

(9) オンライン資格確認の利用率向上

導入済医療機関における利用率向上に取り組む。

■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、U S B を配布した医療機関における利用率 50%以上とする。

2. 戦略的保険者機能関係

(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

なお、6 か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組の実効性を高める。

【上位目標】

脳血管疾患、心疾患、糖尿病の入院医療費に占める割合を1.5%引き下げる。

【中位目標】

喫煙対策を柱とした事業を展開し、生活習慣病リスク保有者の割合を減少させる。

- ① 習慣的に喫煙する者を5%減少させる。
- ② Ⅲ度高血圧（180/110mmHg以上）の者を2割減少させる。
- ③ 空腹時血糖 160mg/dl（HbA1c8.4%）以上の者を2割減少させる。

【下位目標】

- ・禁煙に取り組む人及び受動喫煙対策に取り組む事業所を増やす。
- ・Ⅲ度高血圧（180/110mmHg以上）の未治療者を減らす。
- ・空腹時血糖 160mg/dl（HbA1c8.4%）以上の未治療者を減らす。
- ・新規透析導入者を減らす。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：192,547人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 60.0%（実施見込者数：115,490人）
 - ・事業者健診データ 取得率 10.0%（取得見込者数：19,200人）

- 被扶養者（受診対象者数：50,962人）
 - ・特定健康診査 実施率 29.5%（実施見込者数：15,010人）

○健診の受診勧奨対策

- ・特定健診受診率の向上に向け、ナッジ理論等を活用した受診勧奨を進める。

2. 戦略的保険者機能関係

(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

【上位目標】

脳血管疾患、心疾患、糖尿病の入院医療費に占める割合を1.5%引き下げる。

【中位目標】

喫煙対策を柱とした事業を展開し、生活習慣病リスク保有者の割合を減少させる。

- ① 習慣的に喫煙する者を5%減少させる。
- ② Ⅲ度高血圧（180/110mmHg以上）の者を2割減少させる。
- ③ 空腹時血糖 160mg/dl（HbA1c8.4%）以上の者を2割減少させる。

【下位目標】

- ・禁煙に取り組む人及び受動喫煙対策に取り組む事業所を増やす。
- ・Ⅲ度高血圧（180/110mmHg以上）の未治療者を減らす。
- ・空腹時血糖 160mg/dl（HbA1c8.4%）以上の未治療者を減らす。
- ・新規透析導入者を減らす。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：190,906人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 60.0%（実施見込者数：114,540人）
 - ・事業者健診データ 取得率 9.0%（取得見込者数：17,180人）

- 被扶養者（受診対象者数：52,602人）
 - ・特定健康診査 実施率 28.0%（実施見込者数：14,720人）

○健診の受診勧奨対策

- ・県内のショッピングセンターで特定健診（まちかど健診）を実施する。
- ・生活習慣病予防健診を検診車で実施する際、同時に被扶養者の特定健診を実施する。
- ・契約健診機関の少ない地域への集合バス健診（検診車による出張健診）を実施する。
- ・翌年度 40 歳到達予定者（特定健診デビュー年齢対象者）に対する特定健診受診勧奨を実施する。

■ KPI：上記実施率および取得率のとおり
（被保険者・被扶養者合計実施率 61.5%）

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

- 被保険者（受診対象者数：26,013人）
 - ・特定保健指導 実施率 22.3%（実施見込者数：5,800人）
 - （内訳）協会保健師実施分 11.3%（実施見込者数：2,940人）
 - 外部委託分 11.0%（実施見込者数：2,860人）
 - 被扶養者（受診対象者数：1,458人）
 - ・特定保健指導 実施率 9.0%（実施見込者数：131人）
 - 保健指導の受診勧奨対策
 - ・特定保健指導実施率の向上に向け、ナッジ理論等を活用した利用勧奨を進める。
 - ・生活習慣病予防健診委託機関における健診当日の特定保健指導実施を推進する。
 - ・県内のショッピングセンターでの特定保健指導（まちかど保健指導）を実施する。
- KPI：被保険者・被扶養者合計実施率 21.6%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨
 - ・事業所を通じて血圧値及び血糖値が重症域にある方に通知書を送付し、医療機関への受診勧奨を行う。
 - ・生活習慣病リスクが高い方に健診結果に応じた生活習慣病の発症予測などを情報提供し、生活習慣の改善や受診への行動変容を促す。
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・医師会との連携協定による糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施する。

- ・県内のショッピングセンターで特定健診（まちかど健診）を実施する。
- ・生活習慣病予防健診を検診車で実施する際、同時に被扶養者の特定健診を実施する。
- ・契約健診機関の少ない地域への集合バス健診（検診車による出張健診）を実施する。
- ・翌年度 40 歳到達予定者（特定健診デビュー年齢対象者）に対する特定健診受診勧奨を実施する。

■ KPI：上記実施率および取得率のとおり
（被保険者・被扶養者合計実施率 60.1%）

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

- 被保険者（受診対象者数：26,600人）
 - ・特定保健指導 実施率 21.0%（実施見込者数：5,586人）
 - （内訳）協会保健師実施分 11.0%（実施見込者数：2,924人）
 - 外部委託分 10.0%（実施見込者数：2,662人）
 - 被扶養者（受診対象者数：1,260人）
 - ・特定保健指導 実施率 9.0%（実施見込者数：113人）
 - 保健指導の受診勧奨対策
 - ・生活習慣病予防健診委託機関における健診当日の特定保健指導実施を推進する。
 - ・県内のショッピングセンターでの特定保健指導（まちかど保健指導）を実施する。
- KPI：被保険者・被扶養者合計実施率 20.5%以上とする。

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 1,394 人（月平均 116 人）
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・弘前市医師会との連携協定による糖尿病性腎症重症化予防プログラムを実施

- KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9% 以上とする。

iv) コラボヘルスの推進

「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

また、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

- ① 健康宣言未実施事業所への文書及び訪問勧奨
- ② 健康宣言による事業所に対するインセンティブの充実および周知広報
- ③ 健康宣言事業所への事業所健康度診断書（事業所カルテ）の発行

健康宣言事業所数：令和 2 年度 目標 1,200 社

（２）ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用し、効果的な保健事業を推進する。

- ① 事業所単位については、事業所健康度診断書（事業所カルテ）等の見える化ツールにより提供を行う。
- ② 個人単位については、国における検討状況を注視し、実施方法を検討する。

（３）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ① 支部ホームページやメールマガジンによるタイムリーな情報発信を継続する。
- ② 自治体との共同広報の実施、自治体や関係団体との健康セミナー等の共同開催など、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。
- ③ アンケート等により、加入者・事業主から直接意見を聞くとともに、ナッジ理論等を活用した、わかりやすく、加入者・事業主の行動変容に結びつく広報を行う。
- ④ 健康保険委員の活性化のため、委員を対象とした研修会、広報を通じた情報提供の充実を図る。
- ⑤ 健康保険委員表彰を実施する。
- ⑥ 日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未

施する。また、他医師会との連携協定についても検討する。

- KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0% 以上とする。

iv) コラボヘルスの推進

「データヘルス計画」による協働事業や健康宣言事業所の更なる拡大により、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進に最大限努める。

また、健康宣言事業所に対するフォローアップを行い、事業所ごとの健康度（リスク・改善度合い）を提供する。

- ① 健康宣言未実施事業所への文書及び訪問勧奨
- ② 健康宣言による新たなインセンティブの設定
- ③ 健康宣言事業所への事業所健康度診断書（事業所カルテ）の発行

健康宣言事業所数：平成 31 年度 目標 700 社

（２）ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

健診・保健指導結果やレセプトデータ、受診状況等の分析結果を活用し、効果的な保健事業を推進する。

- ① 事業所単位については、事業所健康度診断シート等の見える化ツールにより提供を行う。
- ② 個人単位については、国における検討状況を注視し、実施方法を検討する。

（３）広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ① 支部ホームページやメールマガジンによるタイムリーな情報発信を継続する。
- ② 自治体との共同広報の実施、自治体や関係団体との健康セミナー等の共同開催など、連携による広報や各種メディアへの情報発信を強化する。
- ③ アンケート等により、加入者・事業主から直接意見を聞き、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を行う。
- ④ 健康保険委員の活性化のため、委員を対象とした研修会、広報を通じた情報提供の充実を図る。
- ⑤ 健康保険委員表彰を実施する。
- ⑥ 日本年金機構や関係団体と協力・連携を図りながら、新規適用事業所や未

選任事業所に対する勧奨を行う。

- ⑦ 健康宣言の実施にあたり健康保険委員の登録を必須とし、健康宣言未実施事業所への勧奨と連動した文書・訪問勧奨を行う。

■KPI：

ア.広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

イ.全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 45.0%以上とする。

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

国の目標である「2020年9月までに80%」を達成するため、更なる使用促進を図る。

- ① 本部が年度内に2回実施するジェネリック医薬品軽減額通知サービスの効果を着実なものとするよう、広報誌やメールマガジン、WEB 広告等あらゆる媒体を活用した周知広報を行う。
- ② 事業所、加入者、医療機関等へジェネリック医薬品希望シール、Q & A、リーフレット等の配布、関係団体と連携のうえ各研修会等での説明など、きめ細かな普及啓発を行う。
- ③ 青森県薬剤師会と連携して公立病院等への広報を行う。
- ④ 青森県薬剤師会と連携して、ジェネリック医薬品希望の意思表示をしたお薬手帳カバーを作成のうえ、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。
- ⑤ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、阻害要因を分析のうえ施策の検討などを目指す。
- ⑥ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県担当部局、関係機関への働きかけを行う。
- ⑦ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。

■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を 82.2%以上とする。
（※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

選任事業所に対する勧奨を行う。

- ⑦ 健康宣言の実施にあたり健康保険委員の登録を必須とし、健康宣言未実施事業所への勧奨と連動した文書・訪問勧奨を行う。

■KPI：

ア.広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

イ.全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 42.0%以上とする。

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

国の目標である「2020年9月までに80%」を達成するため、更なる使用促進を図る。

- ① ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの 対象範囲の更なる拡大を図るとともに、使用促進効果を着実なものとするよう、年度内に2回の通知を継続する。
- ② 事業所、加入者、医療機関等へジェネリック医薬品希望シール、Q & A、リーフレット等の配布、関係団体と連携のうえ各研修会等での説明など、きめ細かな普及啓発を行う。
- ③ 青森県薬剤師会と連携して公立病院等 に設置の院外処方 FAX コーナーを活用した広報を行う。
- ④ 青森県薬剤師会と連携して、ジェネリック医薬品希望の意思表示をしたお薬手帳カバーを作成のうえ、薬局において切り替え意思表示のツールとして使用する。
- ⑤ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、阻害要因を分析のうえ施策の検討などを目指す。
- ⑥ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県担当部局、関係機関への働きかけを行う。
- ⑦ 青森県後発医薬品安心使用促進協議会へ積極的に参画し、意見発信を行う。

■KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を 80.9%以上とする。
（※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

(5) インセンティブ制度の着実な実施

令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

(6) 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信

- ① 2025 年に向けた地域医療構想調整会議に積極的に参画、他の被用者保険と連携した意見発信を行う。
- ② 地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。
- ③ 各種審議会における意見発信のほか、ホームページ等により加入者や事業主へ意見発信を行う。
- ④ 地方自治体や医療関係団体等との間で医療情報の分析や保健事業における連携を強めるとともに、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなどの連携推進を図る。

■ KPI :

ア.他の被用者保険者（健保連・共済組合）との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする。
イ.「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

(7) 調査研究の推進

- ① 協会が保有するデータを活用し、加入者の受診傾向や医療費の動向等について地域別・職域別の分析を行い、内外にも広く情報発信を行う。また、地域別に分析する際には GIS を活用するなど視覚効果も取り入れる。
- ② 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。

(5) インセンティブ制度の本格導入

平成 30 年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

(6) 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信

- ① 2025 年に向けた地域医療構想調整会議に積極的に参画、他の被用者保険と連携した意見発信を行う。
- ② 協会が保有するデータを活用のうえ受診傾向や医療費の動向等について地域別の分析を行い、各種審議会における意見発信のほか、ホームページ等により加入者や事業主へ意見発信を行う。
- ③ 地方自治体や医療関係団体等との間で医療情報の分析や保健事業における連携を強めるとともに、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなどの連携推進を図る。
- ④ 外部有識者の意見を取り入れることにより、分析の質の向上を図る。

■ KPI :

ア.他の被用者保険者（健保連・共済組合）との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする。
イ.「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

3. 組織体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と人員配置

人員の適正配置により、業務の効率化・平準化を徹底する。

(2) 人事評価制度の適正な運用

組織目標及び役割定義に基づく自身の役割を意識した目標の設定、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

(3) OJTを中心とした人材育成

OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修、定期的なジョブローテーションの実施により、組織基盤の底上げを図る。

(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ① 物品等の調達に当たっては競争入札を実施するとともに、消耗品のWEB発注を活用した適切な在庫管理等により、引続き経費の節減に努める。
- ② 調達や執行については調達審査委員会において適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表し透明性の確保に努める。
- ③ 調達における競争性を高めるため、支部ホームページ等を活用して広く周知を図るほか、十分な公告期間や履行期間を設定するなど一者応札案件の減少に努める。
- ④ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。

(5) コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

業務マニュアル等統一的処理ルールの遵守・徹底により事務処理誤り発生ゼロを目指すほか、個人情報保護や情報セキュリティに関する規程等の遵守、アクセス権限パスワードの適切な管理に努める等、職員研修等を通じてコンプラ

3. 組織体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と人員配置

人員の適正配置により、業務の効率化・平準化を徹底する。

(2) 人事評価制度の適正な運用

組織目標及び役割定義に基づく自身の役割を意識した目標の設定、実態に即した効果的な評価制度を確立する。

(3) OJTを中心とした人材育成

OJT・集合研修・自己啓発を組み合わせた研修、定期的なジョブローテーションの実施により、組織基盤の底上げを図る。

(4) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ① 物品等の調達に当たっては競争入札を実施するとともに、消耗品のWeb発注を活用した適切な在庫管理等により、引続き経費の節減に努める。
- ② 調達や執行については調達審査委員会において適切に管理するとともに、ホームページに調達結果等を公表し透明性の確保に努める。
- ③ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、一者応札案件の減少に努める。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする。

(5) コンプライアンス、個人情報保護等の徹底

業務マニュアル等統一的処理ルールの順守・徹底により事務処理誤り発生ゼロを目指すほか、個人情報保護や情報セキュリティに関する規程等の順守、アクセス権限パスワードの適切な管理に努める等、職員研修等を通じてコンプラ

イアンスのさらなる徹底を図る。

(6) リスク管理

- ① 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。
- ② 情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。
- ③ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

(7) ペーパーレス化の推進

戦略的保険者機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、支部におけるペーパーレス化の推進のための検討を進める。

イアンスのさらなる徹底を図る。

(6) リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。

加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。